

# 任意後見制度などを活用した 法人保証制度について

サニーコート広島では、ご入居に際し、身元引受人を兼ねた保証人を立てていただく必要がありますが、「親族がいない」あるいは「親族はいるが疎遠で保証人になってもらうのは難しい」といった入居希望者には、法人による保証をお勧めしています。法人を保証人とするためには、下記の諸手続きが必要になります。

## 法人を保証人とするための手続き

<p>ご入居前の 諸手続き</p> <p>ご入居</p>	<p>①保証委託等引受契約 ②任意後見契約 ③死後事務委任契約 などについて、法人と契約した上でご入居していただきます。</p>
<p>お元気な 状態</p>	<p>①継続的見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●確認した内容に沿った財産管理ができるよう将来に備えていきます。</li> </ul>
<p>判断能力が 低下した 状態</p>	<p>②任意後見 ●判断能力が低下した後の財産管理業務などの後見事務を行います。</p> <p>任意後見契約の主な項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆財産の管理、保存、処分などに関する事項</li> <li>◆介護サービス利用契約などの福祉サービスに関する事項</li> <li>◆定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項</li> <li>◆入退院手続きなど医療に関する事項</li> </ul>
<p>ご逝去</p>	<p>③死後事務 ●ご逝去後の財産整理などの事務を行います。</p> <p>死後事務委任契約の主な項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆通夜、告別式、納骨、葬儀などに関する事務</li> <li>◆別途契約した任意後見契約の未処理事務</li> <li>◆永代供養に関する事務</li> <li>◆行政官庁などへの各種届出事務</li> <li>◆老人ホーム入居返還金の受領に関する事務</li> <li>◆遺品及び居室の整理に関する事務 など</li> </ul>

## 法定後見制度と任意後見制度の仕組み

法定後見制度	任意後見制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症などにより判断状態が不十分な状態になってから家庭裁判所が後見人を選定します。</li> <li>●家庭裁判所への申し立ては、本人・配偶者・四親等内の親族が行いますが、身寄りの方がいない場合には、市区町村が行います。</li> </ul> <p>後見   保佐   補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お元気なうちに、後見人となる方(後見人予定者)と任意後見契約を結んでおきます。</li> <li>●自分の将来を後見人予定者とじっくり話し合い、人生設計や遺産処分などを自らの意思で決めていきます。</li> <li>●判断能力が低下した後、後見人予定者が家庭裁判所に申し立てを行い、後見人を監督する監督人が選定され、後見業務が開始されます。</li> </ul>
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●後見が必要になってからの利用のため、費用がかかる期間が短くて済む。</li> </ul> <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●後見を必要とする時期の見極めが困難。</li> <li>●親族がない場合、見ず知らずの他人が後見人になる。</li> <li>●自分の意思とは異なる判断がなされる場合がある。</li> </ul>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●信頼できる方と自らの意思で、将来の後見契約を結ぶことが可能。</li> <li>●将来の人生設計を自らの意思で決めておくことが可能。</li> </ul> <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お元気なうちから、費用が発生することがある。</li> </ul>